

市・県民税について

市・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源のひとつです。

所得税がその年の1年間の所得に基づいて課税されるのに対し、市・県民税は前年の所得に基づいて課税されます。原則として、毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が対象になります。

また、市・県民税には、所得が一定額を超えると発生する「均等割」(市民税3000円・県民税1000円)と、所得に応じて発生する「所得割」とがあります(市民税と県民税を合わせたものを住民税ともいいます)。

- (1)均等割、所得割ともに課税されない方**
- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方
 - ③前年の合計所得金額が次の計

算式で求めた金額以下の方

28万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族【年少扶養親族も含む】)+16万8000円(※)

(2)所得割が課税されない方

前年の総所得金額が次の算式で求めた金額以下の方

35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族【年少扶養親族も含む】)+32万円(※)

※計算式中、均等割の「16万8000円」、所得割の「32万円」は控除対象配偶者又は扶養親族を有する方に加算します。

◆平成25年度市民税・県民税額決定・納税通知書、年金特別徴収税額決定通知書を6月14日(金)に発送します

市・県民税の納め方には、個人が直接納付する普通徴収と、給与から引き落とされる特別徴収の他に、公的年金から引き落とされる特別徴収があります。

(1)普通徴収の場合
【事業所得者など】

年4回(6月・8月・10月・翌年1月)の納期で、個人が直接納税していただく仕組みです。

「平成25年度市民税・県民税額決定・納税通知書」(納付書)を、6月14日(金)に発送します。なお、郵便事情によりお手元に届くまで1週間程度かかることがあります。

(2)給与からの特別徴収の場合
【給与所得者】

6月から翌年5月までの12回で給与から引き落とされ、給与支払者を通じて納税していただく仕組みです。

平成25年度の税額通知書は、5月中旬に給与支払者あてに、すでに発送してあります。勤務先の給与担当者を通じて税額通知書をお受け取りください。

(3)公的年金からの特別徴収の場合
【年金所得者】

前年中に公的年金の支払いを受けた人で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方が

対象になります。

公的年金の所得に係る市民税・県民税の所得割額及び均等割額が年金の支給月に老齢基礎年金等から差し引かれるようになります。

①前年度から引き続き特別徴収される場合(表1参照)

平成25年度市民税・県民税年金特別徴収税額決定通知書」を6月14日(金)に発送します。

特別徴収の対象となる税額、各月の徴収税額、対象となる年金等についてお知らせします。

②今年度の10月から特別徴収が始まる場合(表2参照)

65歳になられた方や、特別徴収が諸事情により平成24年度の途中で普通徴収に切り替わった方などが対象になります。

引き落としの開始は、平成25年10月支給分の年金からになります。そのため、平成25年度の市・県民税額のうち半分

(表1) <例 市・県民税の年税額が15,000円の場合>

徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	3,000円	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			25年度の年税額の残り1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を、10月・12月・2月は、4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額をそれぞれ年金から引き落とします。

(表2) <例 市・県民税の年税額が12,000円の場合>

普通徴収	1期(6月)		2期(8月)		3期(10月)		4期(1月)	
	3,000円		3,000円		-		-	
公的年金特別徴収	4月	6月	8月	10月	12月	2月		
	-	-	-	2,000円	2,000円	2,000円		
	1/4		1/4		1/6	1/6	1/6	

4月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めてください。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつをそれぞれ年金から引き落とします。